

2010年4月12日 第780号

バードレポート

株式会社バード財産コンサルタンツ 160-0023東京都新宿区西新宿7-15-8 ニッパンピル 電話 03-5389-0988 FAX 03-5389-0933 月額2100円 月8回 FAX発行 http://www.bird-net.co.jp/

他人の評価額を堂々閲覧できる固定資産税の台帳縦覧期間

昭和バブル前、土地の相続税路線価は公示価格の半分程でしたが、1992年に公示価格の80%水準に引き上げられました。

固定資産税評価額は公示価格の20-30%程度でした。旧自治省(現総務省)は1994年の固定資産税評価額を公示価格の70%にするという「暴挙」にでました。

相続税は自主申告です。路線価が高過ぎるならそれに従う必要はないし、相続税の課税対象はわずかな数の人だけです。

一方で、固定資産税は納税者 自ら申告しません。全国津々 浦々全ての土地を市町村が一方 的に評価し納税通知書を対象と する全所有者に送りつけます。

また相続税路線価は毎年見直 しですが、固定資産税評価額は 3年に一度しか見直しません。

1994年は地価急落のど真ん中です。この時期でのこの制度はまさに「暴挙」。また当時は公示価格の7割といっても、その公示価格とは前年公示価格です。年に3割以上の地価下落なら最初から評価額は時価と逆転です。

「現場を知らないお役人」が 机上で考えた、地価右肩上がり 時にしか通用のしない制度です。

1994年の固定資産税評価額は 全国平均3.02倍、東京23区平均 4.6倍もの評価アップで、個別 には10倍値上がりも出現します。

評価が過去のように公示価格 の20-30%水準なら多少の個別 評価ブレは問題とはされません。

しかし7割水準では、わずかな個別評価のブレで簡単に時価逆転です。この年は全国で2万件の「評価額が高過ぎる」という審査申出ラッシュとなりました。

課税現場は大混乱。難解な激変緩和措置で糊塗され、固定資産税額の手計算はもはや困難になります。「暴挙」の結末です。

市町村への制度支援をした大 手航空測量会社と不動産鑑定士 さんは暴挙で儲けられましたが。

固定資産税課税台帳縱覧制度

この暴挙が残したものに固定 資産税課税台帳縦覧制度があり ます。以前から4月に市役所等 にいけば自分の土地建物の固定 資産税課税台帳を確認できると いう制度はありました。

この制度には欠陥がありました。自分の土地建物の評価額等しか見ることができなかったのです。自分の土地建物の評価が、お隣等の評価と比べて高過ぎないかを確認できなかったのです。

2003年から自分の土地建物だけでなく、他人の土地建物も見ることができるようになりました。縦覧期間はかつて3週間程でしたが伸ばされました(2010年では東京23区は4月1日-6月30日、大阪市は4月1日-4月30日)。

赤の他人の土地建物評価額は 普段は原則見ることができませ んが、それを堂々と見ることの できる期間です。その地域の土 地を有していれば地域の土地閲覧帳簿、建物を有していれば地域の建物帳簿すべてを閲覧できます。代理人でも可能です。

土地の縦覧帳簿には、所在・地目・地積・価格、家屋の帳簿には、所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格・建築年が記載されます(東京23区・大阪市の場合)。評価確認目的なので所有者名の記載はありません。

筆者はかつてこの制度を使い、 超高級分譲マンションとその近 隣の公団賃貸住宅の1㎡あたり の家屋評価額を比べました。何 と後者の方が高い等の意外な事 実に驚きました。

4月は各市町村でこの縦覧が 行われています。(市町村により期間等が異なります。)

固定資産税路線価図の公開

固定資産税路線価図の公開も 暴挙が残したものです(東京23 区は1997年から)。

相続税路線価図なら路線価が付されない小さな路地にも、固定資産税では路線価が付されて詳細です。全土地に課税するためにその必要があるのでしょう。

相続税路線価は公示価格の8 割水準、固定資産税路線価は7 割ということを念頭に置けば、 土地の価格査定・評価に際し、 大いに参考になる資料です。

役所で閲覧できますし、現在 では多くの市町村でネット上で も公開しています。